

中国大野木会計グループ政策紹介

サービス貿易対外送金に際して非居住者に課される増値税附加費が非課税に

担当：中国注册会計師 韓旭

■ 流通税附加（都市維持建設税・教育費附加・地方教育費附加について）

流通税の附加税費として課税される「都市維持建設税」「教育費附加」は「中華人民共和國都市維持建設税暫定条例（1985年1月1日施行）」「教育費附加の徴収に関する暫定規定（1986年7月1日施行）」に基づき徴収される税費目ですが、1994年から2010年11月30日までの期間は、外商投資企業、外国企業及び外国籍個人に対してはこれらの徴収が免除されていました。

その後2010年10月に國務院から公布された「内外資企業及び個人の都市維持建設税及び教育費附加制度の統一に関する通知」（国発【2010】35号）により、同年12月1日以降は外商投資企業等に対しても都市維持建設税・教育費附加が課されるようになっていました。

「都市維持建設税」及び「教育費附加」は、増値税・消費税・營業税（營業税は2013年に増値税への移行により廃止）を納付する納税者が納付の義務を負うものとされており、「都市維持建設税」の税率は企業所在地により異なり（市区は7%）、「教育費附加」の税率は一律3%とされています。また、「教育費附加」の他に「地方教育費附加」についても2011年ないし2012年ごろから各地で徴収が開始されています。市区に所在する企業の場合は3つの税費目合わせて12%の税率で徴収されています。

課税ベースは、納税者が税法に従って実際納付した増値税額、消費税額を課税ベースとしますが、このときの課税ベースは下記の計算式で計算します。

「納付すべき増値税・消費税の税額（増値税の免除・控除税額を含む）

-減・免増値税・消費税

・免除・控税額：国内販売と輸出販売の両方の取引を行っている納税者の国内販売にかかる増値税と輸出税金還付額とで相殺される税額

（これにより国内販売のみ行っている企業と両方の取引を行っている企業とで、売上額が同じであれば納付する流通税附加費の税額は同額になります。）

・増値税免除額：小規模納税人の四半期課税売上が45万元以内の場合に増値税納付が免除されるため、増値税を課税基数とする3つの附加税費も免除

・増値税減額徴収：偽造防止税金管理設備の購入代金と当該設備の技術保守費支出、および簡易課税方式で固定資産の処分に係る増値税を計算した場合の徴収減額分（税率1%を低減）

■ 境外非居住者によるサービス提供・無形資産の販売にかかる流通税附加費が非課税に

2020年8月に「中華人民共和國都市維持建設税」が改訂・公布され、また2021年8月24

日に公布された「財政部、国家税務総局の都市維持建設税の課税ベースの確定方法等の事項に関する公告」（財政部、国家税務総局公告【2021】28号）により、中国境外の企業・個人が中国国内の企業・個人に対して役務・サービスの提供または無形資産を販売したことで得た収入にかかる増値税・消費税は都市維持建設税の課税基数としないことが規定されています。

また、教育費附加と地方教育費附加の課税基数は都市維持建設税の課税基数と同じ基数を使うことから、2021年9月1日以降に行われる中国国内の企業が境外の企業・個人に支払う非貿易項目のロイヤルティ・技術支援費・商標権使用料・設計費・コンサルサービス費、コミッション、借入金利息などのサービス・役務支出及び境外からの管理ソフトウェア・アップグレードサービス費などの無形資産取得支出については、境外の企業・個人のために増値税は代理徴収したうえで、これら3つの附加税費については代理徴収する必要がなくなりました。

■ 流通税附加費が非課税になることのメリット

これまで境外の親会社等にロイヤルティ・技術支援費や借入利息を送金する際には、通常は対価の10%の企業所得税、対価に対する6%の増値税と増値税の12%の流通税附加費を中国の所轄税務局に納付する必要がありました。

企業所得税は収入を得る境外親会社等が負担すべき税金、増値税については日本の消費税と同様にサービス提供を受ける消費者である中国国内企業が負担する税金、流通税附加費は収入を得た者が負担する税費目であるため、親子会社間の契約で、「すべての税金を子会社が負担する」ものとして契約して子会社が支払っても子会社側で税務上損金にできないといったことや、そもそも親会社が想定した送金額からこれらの税金分を差し引かれて送金がされてしまうことがあるため、あらかじめ送金してほしい金額をもとに企業所得税・増値税・流通税附加費の税率を算式に当てはめてグロスアップ計算をして対応されている企業もありましたが、流通税附加費の負担者が収入を得る親会社であることをわかって計算しないと正しい金額にならないということもあったかと思います。

流通税附加費が非課税になったことで、このグロスアップ計算がとても楽になることは事務手続き上の大きなメリットではないか思います。

（例）10%の企業所得税 6%の増値税の場合

$$\rightarrow [(送金したい金額) \div (1-10\%)] \times 1.06 = 税込契約金額$$

または、

[(送金したい金額) \div (1-10\%)] で記載して「増値税は子会社負担」とする

なお、逆の取引（中国国内企業が中国境外企業や個人に対して行うサービス・無形資産の販売については、流通税附加費の納付は必要です。

以上